

特集 企業の社会的責任(CSR)を問う

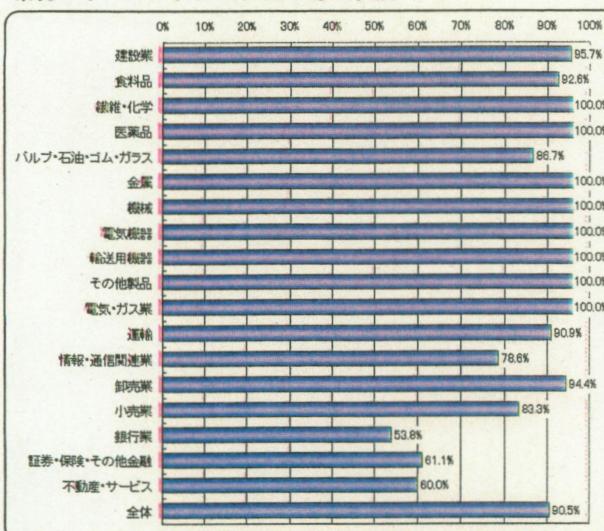
「ソフトロー(soft law)編」

社会側面の情報開示進む

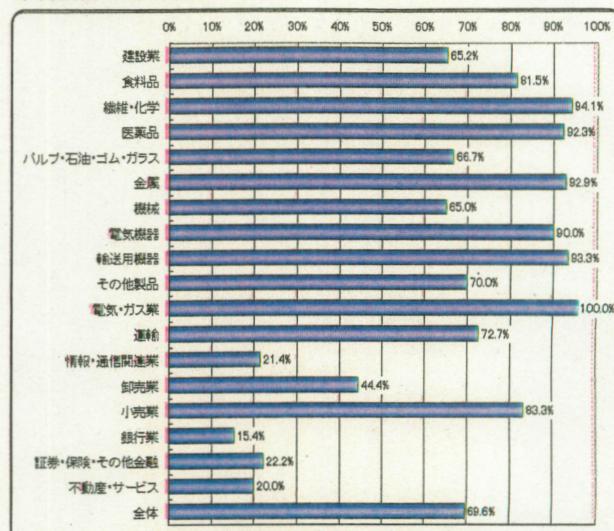
日本総研が350社を調査

「わが国企業のCSR経営の動向2005」

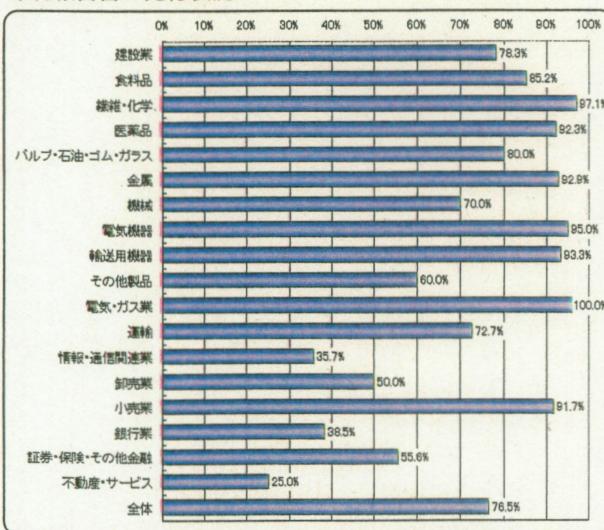
環境マネジメントシステムの導入状況



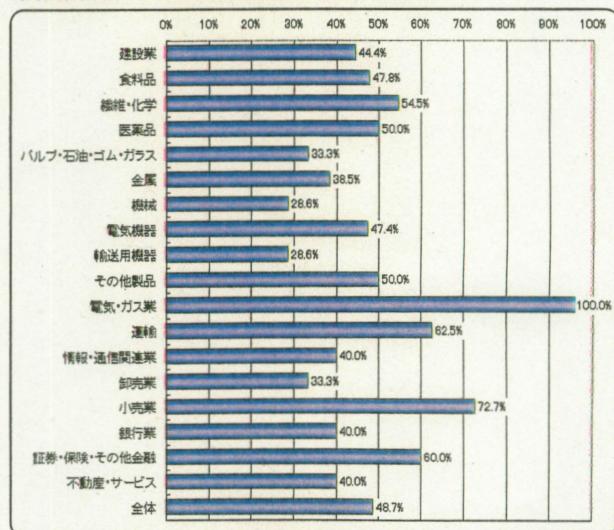
環境会計の導入状況



環境報告書の発行状況



環境報告書への第三者意見書の添付の割合



日本総合研究所（東京都千代田区）は、「わが国企業のCSR経営の動向2005」と題する調査リポートを2月にまとめた。東京証券取引市場第一部上場企業1647社を中心とする、その他株式市場の上場企業を含む2000社を対象に、2005年7月～9月にアンケート調査を実施した。有効回答率は17.5%（351社）だった。調査は「環境編」と「社会編」の二つに分けて実施（回答率は「環境編」17.5%＝349社、「社会編」が16.5%＝329社）。

調査結果の分析によると、「環境編」「社会編」の回答率にほとんど差がなく、「社会側面」に関する

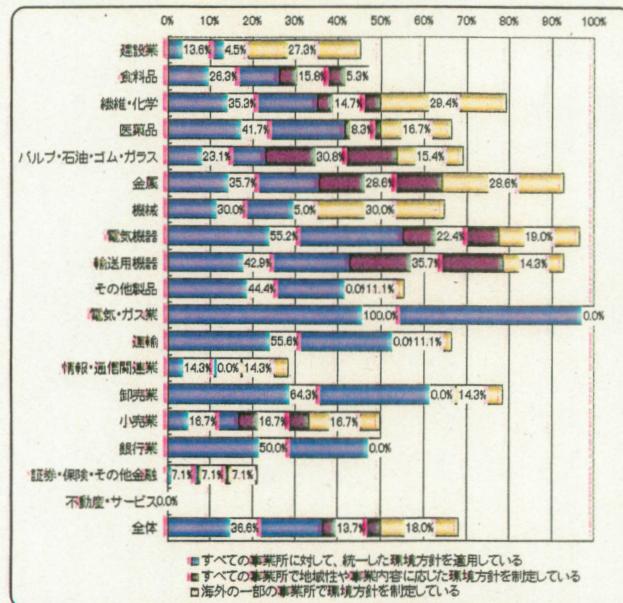
情報開示が一般化している傾向が強く伺える。

日本総研創発戦略センターの足達英一郎上席主任研究員は「『社会側面』が『環境側面』にキャッチアップしてきている。環境側面については、環境方針・マネジメントシステムが製造業ではほとんど制定している一方で、サービス業は低調」と指摘する。

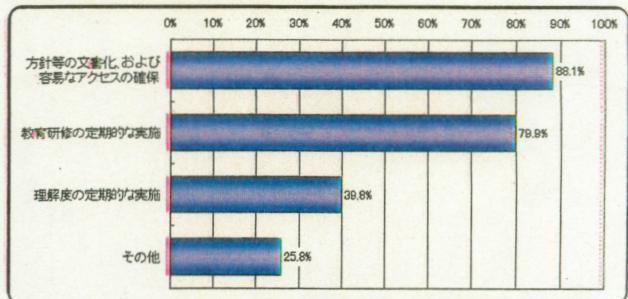
ネガティブ情報の開示 半数を超える（環境編）

「環境編」では、環境方針の制定、環境マネジメントシステム（EMS）の導入率は90.8%で、製造業、非製造業で格差が見られた。環境方針はほぼす

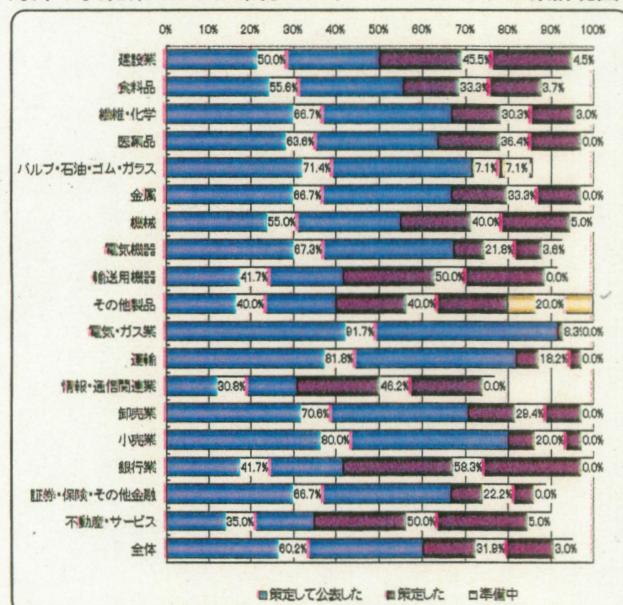
海外の事業所における環境方針の制定状況



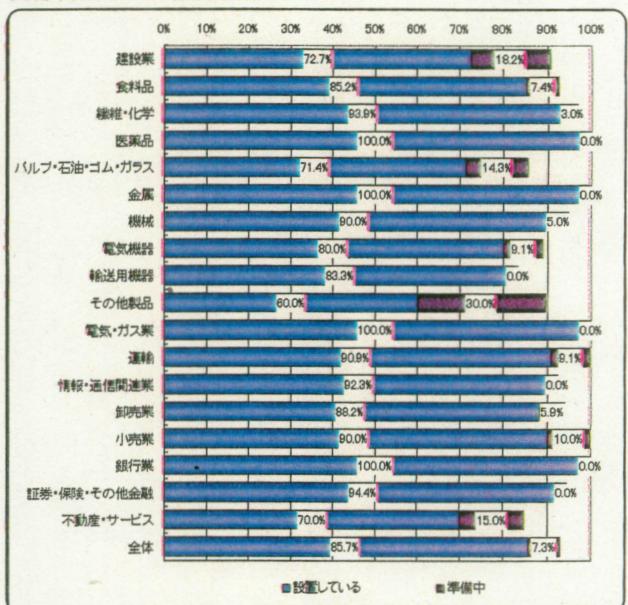
法令遵守の周知徹底の取り組み



海外の事業所における環境パフォーマンスデータの集計範囲



内部告発窓口の設置状況



べての製造業が制定している一方で、非製造業は、卸売業94.4%、小売業91.7%、情報通信関連78.6%、その他金融66.7%、銀行61.5%、不動産・サービス60.0%などと低調だった。

非製造業では、「紙、ゴミ、電気以外に何をしたらいいのか」と、戸惑っている現実があるようだ。ただ、これらの分野でも「金融業のように環境に配慮している企業を優遇する金融サービスをしたり、情報通信企業のように、IT（情報技術）を活用した省エネシステムの普及を促すなど、間接的な影響を与えることはできる」（同）という。

また、環境会計の導入企業は7割弱までに達したが、環境会計の結果を経営に反映させている企業はそのうちの6割にとどまっている。「リコーのよう

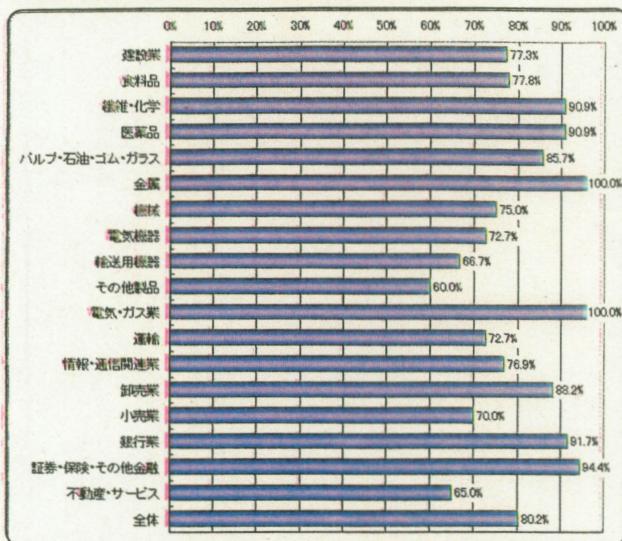
に、環境保全の取り組みの成果を、数値的に把握して経営に活かしているところは少ない」（同）

一方、法令違反、事故、汚染、苦情などの「ネガティブ情報」について環境報告書で情報開示している企業は、報告書発行企業の半数を超える。その割合は徐々に増加。また、事業所敷地内の土壌・地下水の汚染状況の把握に努めている企業は、有効回答企業の72.5%に達し、電気・ガス・パルプ・石油・ゴム・ガラス、医薬品は100%だった。

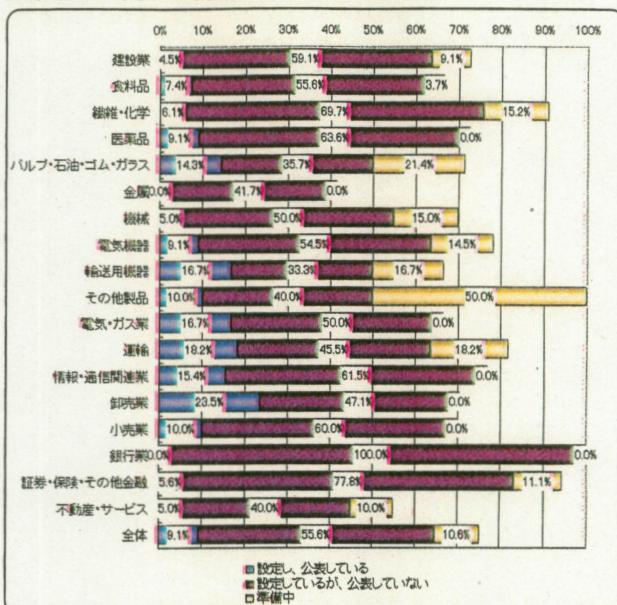
法令遵守の社員の理解度の状況が課題（社会編）

法令遵守（コンプライアンス）を徹底するため、約8割の企業が方針等の周知や教育研修を実施。ただ、法令遵守の従業員の理解度については、「定期

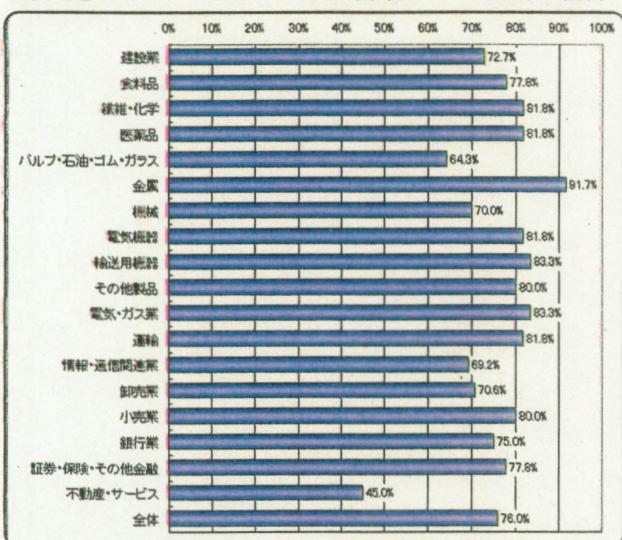
内部告発者の権利保護規定がある企業の割合



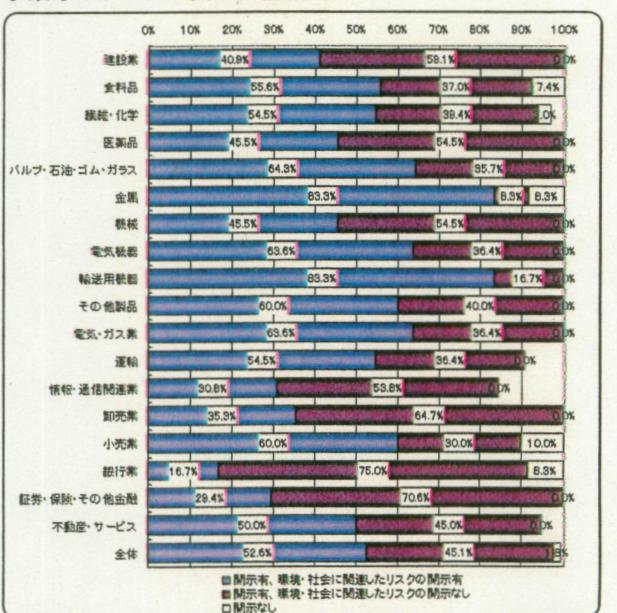
法令違反に関する情報開示方法の事前策定



経営理念でのステークホルダーを明確化している企業の割合



事業等のリスクに関する情報開示



的に確認している」企業は39.8%にとどまっている。「課題はコンプライアンスの仕組みをつくることから、どう社内へ浸透させるかというフェーズ(局面)に移っている」(同)という。

環境・社会リスクの把握を、「取締役会」の役割として明確化している企業は、有効回答企業の51.7%と半数を超えた。明確化している企業の高い業種は、繊維・化学の72.7%。次点は、情報通信関連(61.5%)、電気機器(60.0%)などとなっている。上場企業は有価証券報告書の中で「事業のリスク等」という項目を記すことが義務付けられたこともあって、取締役会の関与が強まっている。

顧客や消費者からの要望・苦情への対応については、関係部署に報告している企業が90.0%と大

数を占めるが、顧客・消費者に対し要望・苦情への対応と手続きを開示しているのは25.5%だった。

一方、企業が海外資材調達に際し、相手先企業のCSRで実態把握を行っている項目(複数回答)は、「環境問題への対応」(35.3%)、「法令遵守」(31.6%)、「職場における安全衛生」(24.0%)となっている。「労働にかかる事項」「基本的人権にかかる事項」はいずれも15%を切っており、課題を残している。

海外の取り組みについて、足達上席主任研究員は「国内と国際の事業運営のシステムそのものの統一性がない企業が多く、そのことが海外CSRの立ち遅れにつながっている」と指摘する。